

# 香芝市パチンコ店等建築 に関する指導要綱

(平成16年7月1日改正)

香 芝 市

## 香芝市パチンコ店等建築に関する指導要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、健康的で明るく住みよい街づくりの推進を図るため、パチンコ店等及びゲームセンター（以下「規制建築物」という。）の建築（既存の建築物の増改築並びに大規模の修繕又は模様替えを含む。以下同じ。）について必要な規制を行い、快適で良好な生活環境及び健全な教育環境の確保と青少年の健全な育成に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パチンコ店等 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号以下「法」という。）第2条第1項第7号に規定する営業を目的とする建築物（まあじゃん屋を除く。）をいう。
- (2) ゲームセンター 法第2条第1項第8号に規定する営業を目的とする建築物をいう。

### (届出)

第3条 市内において、規制建築物の建築をしようとする者は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の規定による建築確認申請又は都市計画法（昭和43年法律第100号以下「都計法」という。）第29条の規定による開発許可申請の前に建築計画届出書（様式第1号）に、次の各号に定める図書を添付してあらかじめ市長に届出しなければならない。

- (1) 付近見取図（敷地の位置及び第4条第1項第3号に掲げる施設を明記したものの。）
- (2) 配置図（縮尺、方位及び敷地境界線、敷地における建築物の位置及び駐車場の配置を明記したものの。）
- (3) 各階平面図
- (4) 立面図（外見の形状及び色彩を明示したものの。）
- (5) 屋外広告物の意匠形態及び設置場所等の図書
- (6) 地元自治会長の同意書
- (7) その他市長が必要と認める図書

### (規制区域)

第4条 市内の次に掲げる地域又は区域（以下「規制区域」という。）においては、規制建築物の建築をしてはならない。

- (1) 都計法第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域及

び準住居地域

(2) 都計法第7条第1項に規定する市街化調整区域

(3) 次に掲げる施設(計画又は建築予定地も含むものとする。)の敷地から100メートル以内

イ) 国及び地方公共団体が設置する施設

ロ) 病院及び診療所 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所(収容施設を有するものに限る。)

ハ) 学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校

ニ) 社会教育施設 社会教育法(昭和24年法律第207号)第2条に規定する社会教育の実施に供することを目的とする施設

ホ) 児童福祉施設 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設

(環境保全への責務)

第5条 規制建築物を建築しようとする者は、当該建物並びにその看板類の意匠、形態及び設置場所についてこの要綱の目的に反してはならない。

(同意)

第6条 第4条に規定する規制区域以外の地域において、規制建築物の建築をしようとする者は、あらかじめ市長の同意を得なければならない。

2. 前項に規定する同意については、第3条の建築計画届出書により市長は速やかに同意又は、不同意の決定を行い届出者に対し決定通知(様式第2号)により通知するものとする。

3. 規制建築物の建築をしようとする者は、確認申請等を提出するときには、前項の決定通知を添付しなければならない。

(勧告)

第7条 市長は、第5条の規定に違反すると認めたときは、当該規制建物の建築をする者に必要な勧告(様式第3号)を行うことができる。

(立入調査)

第8条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において職員に建築物及びその敷地に立ち入らせ必要な調査を行わせることができる。

2. 前項の規定による立入調査をする職員はその身分を示す証明書(様式第4号)を携帯し関係人の要求があればこれを提示しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めのない事項で市長が特に必要と認めるものについては、その都度事業者と協議のうえ決定するものとする。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

1. この要綱は、平成元年4月1日から施行する。
2. この要綱施行日において、建築基準法に規定する建築確認申請書が受理され許可書の交付を受けたものについては、この要綱は適用しない。

附 則

1. この要綱は、平成5年12月24日から施行する。
2. この要綱施行日において、建築基準法に規定する建築確認申請書が受理され許可書の交付を受けたものについては、この要綱は適用しない。

附 則

1. この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

1. この要綱は、平成12年7月1日から施行する。
2. この要綱施行日において、建築基準法に規定する建築確認申請書が受理され許可書の交付を受けたものについては、この要綱は適用しない。

附 則

1. この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

# 建築計画届出書

香芝市長

様

建築主 住所(所在地)  
氏名(名称)  
(代表者氏名)

印

香芝市パチンコ店等建築に関する指導要綱第3条の規定により下記のとおり届け出ます。

## 記

建築計画概要	工事種別	新築・増築・改築・大規模な修繕・模様替		
	建築物の名称			
	敷位	地名地番	香芝市	用途地域 地域
	地置	高さ	地上 地下	階数 地上 階・地下 階
	の等	構造		
		申請部分	申請以外の部分	合計
	敷地面積			
	建築面積			
	延べ面積			
	その他	看板・広告塔(有・無)		ネオン等(有・無)
届出代理者	住所(所在地)			
	氏名(名称)			
	(代理者氏名)			
	電話番号			
	備考			

# 決定通知書

住所(所在地)  
氏名(名称)  
(代表者名)

様

香芝市長

印

年 月 日付で届け出のあった下記の規制建築物の建築(計画)については、香芝市パチンコ店等建築に関する指導要綱第6条第2項の規定により(同意する・同意しない)ことに決定したので通知します。

## 記

敷地の位置	香芝市	用途地域	地域
工事種別	新築・増築・改築・大規模な修繕・模様替		
建築物の名称			
決定事項	同意・不同意		
同意条件			
不同意理由			

(注) 開発許可申請又は、建築確認申請にこの決定通知書を添付すること。

## 規制建築物建築改善勧告書

住所(所在地)  
氏名(名称)  
(代表者名)

殿

香芝市長

印

あなたが現在下記の場合において建築(計画)中の規制建築物は、香芝市パチンコ店等建築に関する指導要綱第5条の規定に基づき下記に付する条件を遵守するよう第7条の規定により勧告します。

記

敷地の位置	香芝市	用途地域	地域
工事種別	新築・増築・改築・大規模な修繕・模様替		
建築物の名称			
改善内容	ネオン等		
	外観		
	構造設備		
	その他		

様式第4号(第8条関係)

(表 面)

第 号	
写 真 契 印	立 入 調 査 員 証
	所 属 氏 名
<p>上記の者は、香芝市パチンコ店等建築に関する指導要綱第8条の規定による立入調査を行うことができる職員であることを証明する。</p>	
平成 年 月 日	香芝市長 印

(裏 面)

<p>1 . 本証は、立入調査の際必ず携帯し関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>2 . 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p> <p>3 . 人事異動等で担当職員でなくなったときは、直ちにこの本証を返還しなければならない。</p>
--